平成２８年（フ）第２２号
佐賀県唐津市鏡2411番地22
債務者　森藤　京子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２３号
佐賀県唐津市二タ子３丁目８番３号　市営アパート（臨港）410号
債務者　上田かつえ
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２５号
佐賀県唐津市浦5345番地４
債務者　上田　絹代
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第９４２号
神戸市東灘区御影山手２丁目14番２―106号
債務者　大田　龍一
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４号
兵庫県伊丹市北伊丹３丁目133番地１ＭＭハイツ202号、前住所大阪市西区靱本町３丁目８番18―703号
債務者　福井　秀明
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
兵庫県伊丹市梅ノ木２丁目３番33―308号
債務者　池永　一宣
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
千葉県白井市堀込２丁目３番10棟501号
債務者　川上　節男
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第５３号
青森市大字幸畑字松元42番地16、申立時の住所青森市八重田１丁目５番17号　コーポふじＡ―202
債務者　田名邉沙也香
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
青森市中佃３丁目20番12号
債務者　田名邊喜広
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０号
青森県北津軽郡板柳町大字横沢字富永１番地２
債務者　田中　康聖
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
青森県五所川原市字新宮町１番地１　コーポ新宮203号
債務者　沢田　俊次
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
熊本市北区龍田陳内３丁目３番58―202号　コーポゴデス202号
債務者　右田　翔悟
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５７３号
千葉市中央区新千葉１丁目１番１号
破産者　株式会社イワキ
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９３４号
千葉市緑区鎌取町112番地23　鎌取団地２棟414号
破産者　山本　千恵
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５８号
千葉市緑区誉田町２丁目20番地384　第一ハイム208号
破産者　鈴木　浩二
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５５６号
愛知県瀬戸市北山町46番地の１
破産者　有限会社ミズキコーポレーション
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５９１号
北九州市八幡西区星ケ丘４丁目３番８号、商業登記簿上の本店所在地福岡県中間市上蓮華寺１丁目１番１号
破産者　株式会社三宝水産
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６３７号
熊本市中央区水前寺６丁目26番17号
破産者　有限会社清友軒
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係